

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

一般社団法人日本半導体製造装置協会
会 長 牛田 一雄

税制改正に関する要望書

わが国の景気拡大期間は、2012 年 12 月より 2018 年 10 月まで 71 カ月の長期に及びました。しかしながら 2019 年 10-12 月期からは 3 四半期連続でのマイナス成長となり、2020 年 4-6 月期の実質 GDP 成長率（速報値）は、新型コロナウイルス感染拡大の直撃を受ける形で、年率換算 27.8%減と 1955 年以降で記録の残る最大の落ち込みとなりました。

他国においても、米国発表の 4-6 月期実質 GDP 成長率は 32.9%減（年率換算）を記録。EU 発表のユーロ圏 19 カ国 4-6 月期実質 GDP 成長率も 40.3%減（年率換算）を記録しました。一方で、中国発表の実質 GDP 成長率は、1-3 月の実質 6.8%減（年率換算）から 4-6 月期には 1.6%減にまで改善し、一部では回復傾向も出てきております。

米中の対立は、当初の追加関税を中心とした貿易摩擦から、現在は安全保障に関わる規制強化に至るまで広範囲に及び、早期に融和へ向かう兆しはみられません。新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済の停滞と消費者の買い控え、サプライチェーン寸断による生産活動の低下によって、世界の電子産業は大きな打撃を受けています。

半導体・FPD 製造装置業界を取り巻く環境は、昨年度の半導体メモリー価格急落を受けた投資の低迷を、5G 通信の本格普及に向けたロジック・ファウンドリー投資がカバーする形となっております。新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式変化は、世界的なデータトラフィックの急増につながり、データセンター向けのメモリー投資も、徐々にではありますが回復を見込んでおります。本年度の日本製半導体製造装置販売高は前年度比で 7%増を予想しており、FPD 製造装置は前年比 5.5%増を見込んでおります。

半導体産業そのものは、過去の PC やスマートフォン向け需要に大きく依存する形から、IoT、データセンター、5G、ADAS/自動運転、人口知能（AI）、ロボットといった新たな需要が、重層的に設備投資を牽引する形へと、大きく変化しております。短期的には需要の増減はあるものの、中長期的に高い成長が見込まれるという見方は、一貫して変わっておりません。

世界中の企業がこの有望な市場獲得を目指して参入しており、各国間の競争も更に峻烈さを極めております。特に米中貿易摩擦の深刻化を始めとする国家間での対立を背景に、各国は安全保障の観点も取り込む形で、自国での半導体及び半導体製造装置の内製化率を高める動きを加速させております

現在日本製半導体・FPD 製造装置の世界シェアは 3 割を超えており、殆ど国内に生産拠点を有し、国内の雇用を維持しながら、輸出比率 8 割を達成しております。当業界は技術革新進歩が著しい産業であり、これからも日本企業がグローバル競争に打ち勝つためには、絶え間ない最先端技術の研究・開発によるイノベーションの創出が必要不可欠です。

わが国でも法人実効税率の引下げが行われていますが、米国やフランス等も税率を下げているため、相対的な競争環境は改善しておりません。日本と比較すると米国やオランダ、最近成長著しい韓国、中国などとは法人実効税率やその他の税制優遇面では、まだ大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症と闘いながら、デジタルトランスフォーメーションを強力に推進し、経済回復との両立を図ってゆくためにも、次に掲げる税制の整備を強く要望致します。

1. 研究開発促進税制の拡充と見直し

半導体・FPD 製造装置産業の売上高研究開発費率は 8.9 %^{※1} と、全産業平均の 4.02%^{※2}、製造業平均の 4.83%^{※2}と比較して約 2 倍もの研究開発費を投じています。海外競合企業の売上高研究開発費率も 14.76%^{※3}となっており研究開発費比率が非常に高い産業と言えます。

半導体・FPD 製造装置産業が支える、半導体及び FPD、それらを用いた IT・エレクトロニクス産業は「第 4 次産業革命 (IoT・ビッグデータ・AI)」を推進する重要な産業であり、日本の他産業の発展にも大きな影響を及ぼしています。

当産業の研究開発費は、半導体や FPD のさらなる微細化・高精細化、ウエハやガラスプレート基板の大型化等のニーズに応えるために一層巨額となってゆく傾向にあります。こうした状況下において、当産業が必要十分な研究開発費を投じて成長し、同時に他産業の発展を促進してゆくことは、わが国が注力すべき次の課題に照らしても必須と考えます。

- ①IoT、ビッグデータ、AI の活用によるものづくり革命「第 4 次産業革命」の推進
- ②次世代自動車、次世代交通システム、先端ロボット、IT 機器、次世代デバイス等の最先端の製品の競争力向上
- ③低消費電力化やスマートグリッド等によるグリーン・イノベーションの推進
- ④先進的医療機器、医療のデジタル革命、医療・健康データ活用による世界最先端の健康立国の実現
- ⑤国民・社会を守る世界最高水準の通信インフラの整備
- ⑥イノベーション創出・チャレンジ精神に溢れる人材の創出による技術立国・知財立国日本の再興

こうした当産業における研究開発費の状況とその果たす役割を踏まえて、次の措置を要望します。

- ※1 当協会の2020年9月調査によるSEAJ会員企業主要16社の2015～2019年度の5年間の平均
※2 出所：経済産業省「令和元年企業活動基本調査確報（平成30年度実績）」
※3 当協会の2020年9月調査による海外競合企業主要5社の2015～2019年度の5年間の平均

(1) 試験研究費の税額控除割合の拡大及び税額控除限度額の廃止

当産業の研究開発費が多額であること、それによってもたらされる産業全体の成長とイノベーションが国益にもたらす影響を踏まえ、現在の試験研究費の税額控除制度における税額控除割合の拡大と控除限度額の廃止を同時に実現することを要望します。当産業の税額控除限度額の切捨て額は131億円^{※4}にのぼり、これは当産業の法人税額1,206億円^{※5}の約11%に相当する額となります。

上記の通り、法人税額に対する税額控除の割合は十分な割合とは言えないため、さらなる税額控除割合の拡大並びに税額控除限度枠のさらなる引き上げ、更には限度枠の廃止を要望します。加えて、研究開発税制は成長戦略の重要な政策税制であるため、租税特別措置法による時限的措置ではなく、本来、本則化による恒久的措置とすべきと考えます。

- ※4 当協会の2020年9月調査によるSEAJ会員企業主要16社の2015～2019年度の5年間の平均
※5 当協会の2020年9月調査によるSEAJ会員企業主要16社の2015～2019年度の5年間の平均

(2) 繰越税額控除限度超過額等の繰越期間の復活及び繰越税額控除要件の廃止

当産業の業績は、顧客である半導体・FPDメーカーの急激な投資動向の変化による振れ幅が大きく、かつそのサイクルも長期にわたるケースが多くあります。平成27年度に廃止された試験研究費の税額控除制度におきましては、繰越税額控除限度超過額がある場合、一定期間に限ってのみ繰越控除が認められていましたが、廃止された現行制度下においては、超過額に対する恩恵を受けることができなくなっております。また、廃止前の制度の下であっても、当該事業年度に所得がないために本制度の恩恵を受けられないケースが生じておりました。

つきましては、まずは本制度の復活を要望します。加えて、諸外国の同制度が主に複数年～無期限であることに鑑み、繰越税額控除限度超過額等の繰越期間を無期限とし、併せて繰越控除を行う際の従来の控除要件は廃止することを要望します。

(3) サービス開発税制の拡充

当産業においては、半導体製造における生産リードタイムの短縮や納入した製造装置の異常予測など、製造装置から得られる様々なデータを計測、解析することにより実現可能となる機能やサービスの開発の重要性が急速に高まっております。またこれらの機能やサービスは、国内企業の国際競争力の維持・強化のためにも非常に重要な要素となっております。

これらのIoT、ビッグデータ、AIを活用した機能やサービスに関して、顧客から対価を得て販売するケースだけでなく、その機能を社内で利用することにより、販売する企業側の業務効率の改善や原価低減の実現等の便益を享受できるケース

は多くあります。

つきましては「対価を得て」行う開発のみならず、顧客に無償で提供する場合や自社のみで利用する場合といったより高度なサービスの機能開発についても、サービス開発としての条件を満たすこととするよう要望します。

また、対象となる人件費の範囲につきましても、センサーの設置等を行う補助者の人件費に関しては対象に含まれないとされておりますが、これらの作業は開発過程において必須であるケースが多いことを鑑み、補助者に係る人件費についても対象範囲に含めることとするよう要望します。

(4) イノベーションボックス税制の創設

研究開発の成果である特許などの知的財産に基づく所得を減税対象とするイノベーションボックス税制が欧州を中心に普及し始めています。

既に EU においては、英国、オランダ、フランス等 7 カ国が、アジアにおいては中国がイノベーションの促進及び競争力向上を目的として、研究開発の成果である知的財産権から生じる所得に対する税率を優遇するイノベーションボックスまたはパテントボックス税制を導入しています。

一例として本税制を積極的に導入・推進するオランダでは、2004 年に 29.0%であった法人税率を 2011 年までに段階的に 25.0%に引き下げる措置と併せて、2010 年に従来のパテントボックス税制をイノベーションボックス税制へと拡大しています。オランダに限れば研究開発活動による知的財産から生じた所得のみならず、R&D の機能に帰属する全ての所得に対してイノベーションボックス税制が適用される仕組みとなっており、更にこの適用を受けた場合に当該所得に適用される実効税率は 7%と大変低い税率となるため、研究開発型の企業にとっては大変大きな恩恵を受ける税制が敷かれております。

同国に本社を置く半導体製造装置のメーカーである ASML 社の 2015 年度から 2019 年度の法人税率は平均 10.5%と極めて低く^{※6}、イノベーションボックス税制の恩恵を最大限受けております。

海外企業と同じビジネス環境で熾烈な競争を戦えるよう、わが国においてもイノベーションボックス税制をできる限り早期に導入することを要望します。

※6 ASML 社決算報告書による 2015～2019 年度の 5 年間の平均

2. 法人実効税率の引下げ

わが国の法人実効税率は、平成 28 年度税制改正により平成 27 年度の 33.06%から、平成 28 年度及び平成 29 年度は 30.86%、平成 30 年度以降は 30.62%へ引き下げられました^{※7}、依然として欧州及びアジア諸国に比べて高い水準にあります。

また、法人税率の引き下げが実施されている一方、平成 28 年度税制改正において地方税である外形標準課税は税率の引き上げが実施され、外形標準課税の割合が大きい企業や赤字企業等においては法人事業税が実質増税となる企業も少なからずあ

るのも事実です。

わが国と事業及び立地において競争関係にあるアジア諸国と比較すると、中国 25%、韓国 25%、台湾 20%、シンガポール 17%と 5~10%以上の乖離があり、日本の企業競争力及び立地競争力低下の大きな要因になっており、世界で戦う日本企業が継続的に存続することは困難です。

立地競争力強化のためには、空港・港湾等の産業インフラの整備、金融・資本市場の活性化、雇用制度の改革、人材強化等の総合的な施策が必要ですが、法人実効税率の引き下げの果たす役割は特に重要です。

従って、現在懸念されている「根こそぎ空洞化」を防止するに留まらず、より積極的に海外の成長力ある企業がわが国を拠点とした事業活動を行うことを希求する水準への思い切った引き下げが必要です。

具体的には、法人実効税率をアジア諸国と競争力のある水準である 20%前半まで、3 年以内に引き下げること及び外形標準の税率を改正前に戻すことを要望します。

※7 超過税率適用法人の場合（東京都の超過税率で算定した税率）

3. 欠損金の控除限度額の撤廃及び繰越期間の無期限化

法人税における繰越欠損金の控除制度は、単一年度課税の欠点を是正し、公平な課税を図るための措置であり、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じて経営の中長期的な安定性を確保する上でも極めて重要な制度と考えています。

当産業の特徴として、顧客である半導体・FPD メーカーの投資動向の影響を受けやすく業績の変動が激しいため、景気後退期には比較的大きな損失を計上する傾向があり、繰越欠損金については十分な措置を設ける必要があります。

しかしながら、わが国の繰越欠損金に関する制度は、控除額も当期所得の 50%に制限され、繰越期間も 10 年と諸外国に比べて見劣りのする内容でグローバル企業と熾烈な競争を続けている当産業にとっても国際競争力維持の観点からも障害となっております。

つきましては、繰越欠損金の控除制度について、控除限度額を撤廃した上で繰越期間を無期限とすることを要望致します。

4. 設備投資に関する減税及び資産課税制度の見直し

(1) 設備投資に関する減税

当産業においては、半導体・FPD の微細化やウエハ・基板の大型化に対応するために多額かつ継続的な設備投資が必要であり、また、当産業の顧客である半導体及び FPD メーカーにおいても、より付加価値の高いデバイスを製造していくための設備投資は不可欠なものとなっています。

加えて、国内の当産業は、海外企業との熾烈な競争に勝ち残るため、世界最高レベルの技術水準を維持し、同時にグリーン・イノベーションの推進、さらにはウィズ・コロナの時代にも対応しながら貢献していくことが求められます。

このような状況において、多くの企業が設備投資に関する優遇税制が受けられるように、平成29年3月末に廃止となった旧制度「生産性向上設備投資促進税制」の復活を希望致します。

現在中小企業を対象として減税措置もありますが、適応範囲の制限や対象の業種制限もあります。一方「生産性向上設備投資促進税制」は適応範囲や対象業種の制限もなく、また企業の生産設備の大半が生産性向上を目的とした投資であることから、企業にとって手厚い優遇税制であったと言えます。

今後の投資促進税制の設定におかれましては、適応範囲を拡充し、さらには手続きが煩雑という理由により利用を断念する事例が散見されたため、今後は極力簡素な手続きで利用できる制度になることを要望します。

(2) 固定資産税（償却資産）の見直し

わが国における償却資産に関わる固定資産税について、国際的に見ても稀な制度であること、業種間での税負担に偏在があるなどの問題点を踏まえ、速やかな縮減と廃止を要望します。

少なくとも、耐用年数の短い動産は、原材料・水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきと考えます。

また、圧縮記帳・特別償却・割増償却など国税の申告では認められる制度が固定資産税（償却資産）では認められない、また、一括償却資産は固定資産税（償却資産）の対象外となるにもかかわらず少額減価償却資産は対象となるなど、国税においては民間投資の刺激を目的とした税務上の恩典があるにもかかわらず、地方税においては税収の確保だけに重きを置いているように見受けられます。グローバル競争、ウィズ・コロナの時代を勝ち抜いてゆくためにも、国だけでなく地方単位での優遇税制の実施を強く望みます。

5. 国際関連税制の見直し

(1) 移転価格税制の改善

移転価格調査の課税手法は取引単位営業利益法（TNMM）が一般的であるが、明確な数値が無く、企業側は法令違反を行っている訳では無いのに、当局による移転価格課税が行われる例が多くみられます。つきましては、国別業種別等の具体的な数値・基準等を法令等で明記して頂く事を要望します。

(2) 外国税額控除の条件緩和

企業活動がグローバルに展開される中で、二重課税の排除は可能な限り許容されるべきであります。当産業の企業の多くは海外に現地法人を設立し当該国/地域で活動を展開しておりますが、技術進歩が速いため国内からの人員派遣や設備貸与が不可欠となっております。日本企業がこれらの活動を通して現地で得る役務所得や

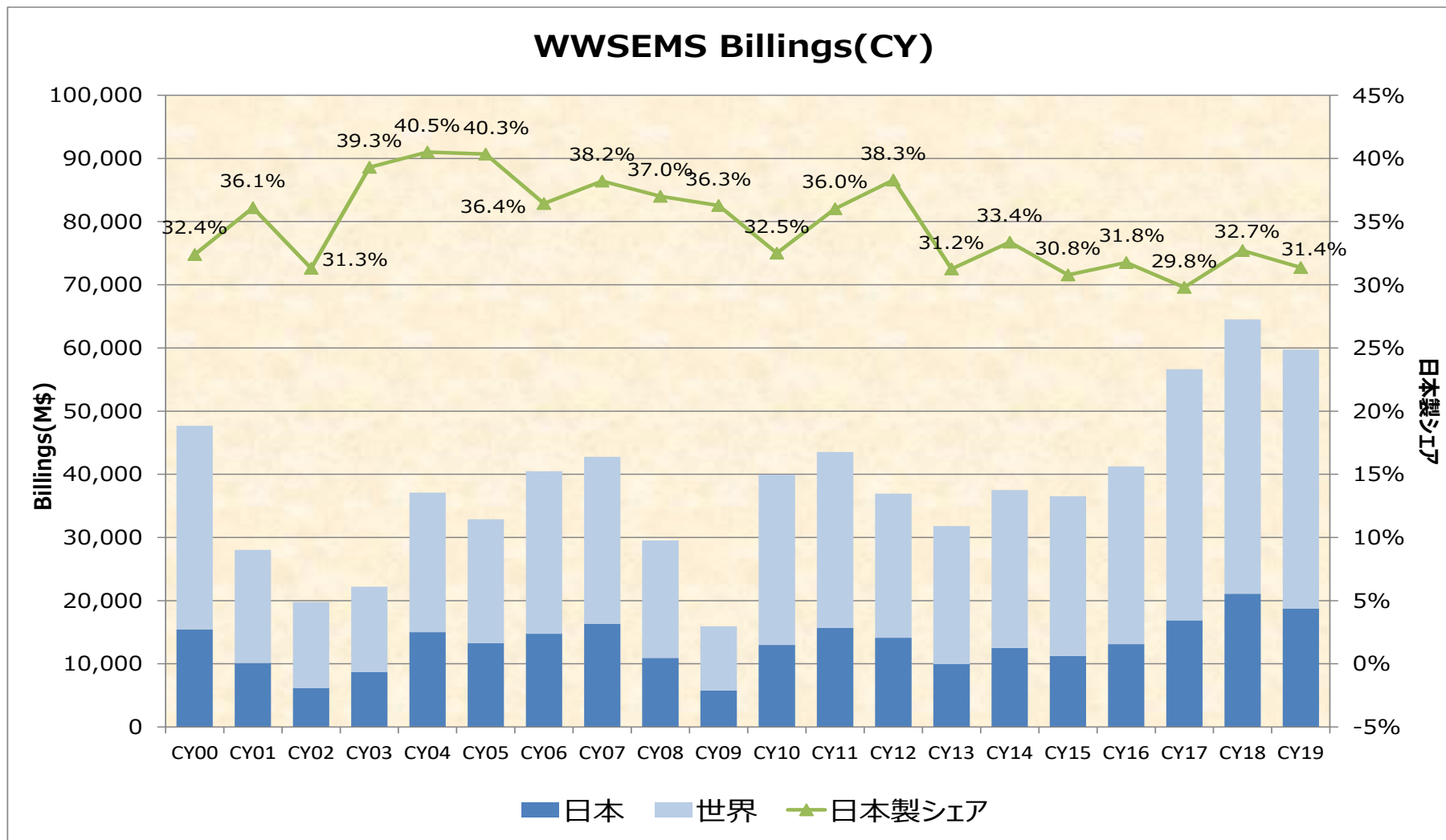
設備使用料等は現地で源泉徴収課税された後に、現地法人や顧客から回収されますが、これら外国での課税額についての日本での外国税額控除の条件を見直し緩和することにより、企業のグローバルな活動促進が期待されます。

現行税制で 3 年間となっている控除限度超過額と控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、繰越期間経過後の控除限度超過額を損金算入可能とする条件緩和により、二重課税の排除が拡大されることを要望します。

以 上

<添付資料1>

1. 半導体製造装置世界市場と日本製装置シェア推移

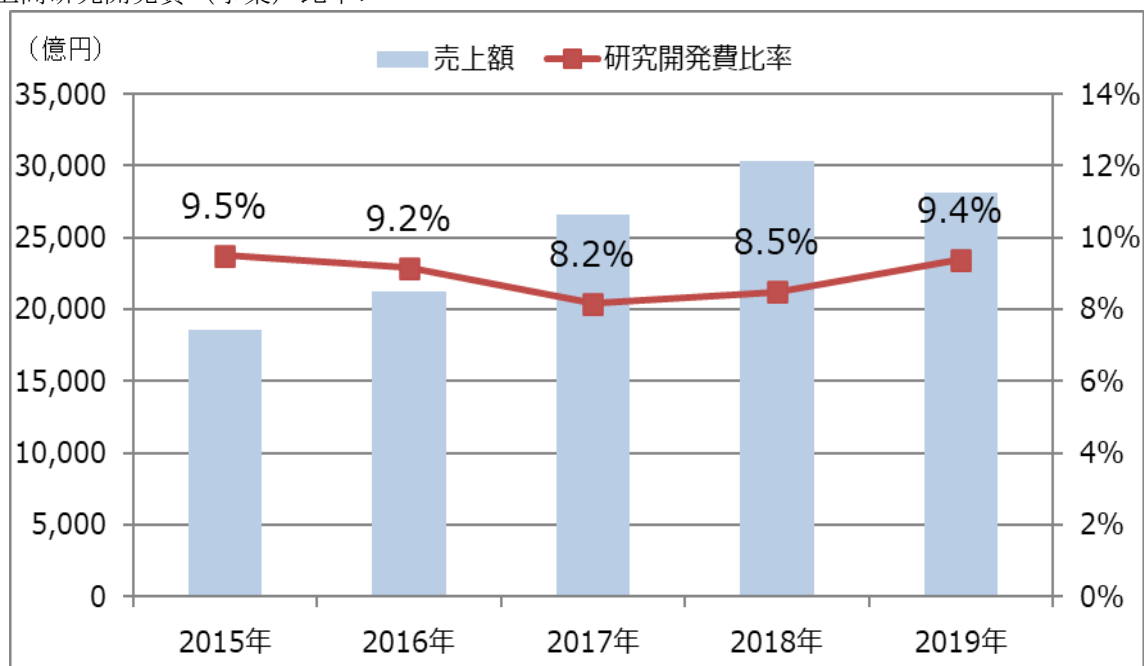


＜添付資料2＞

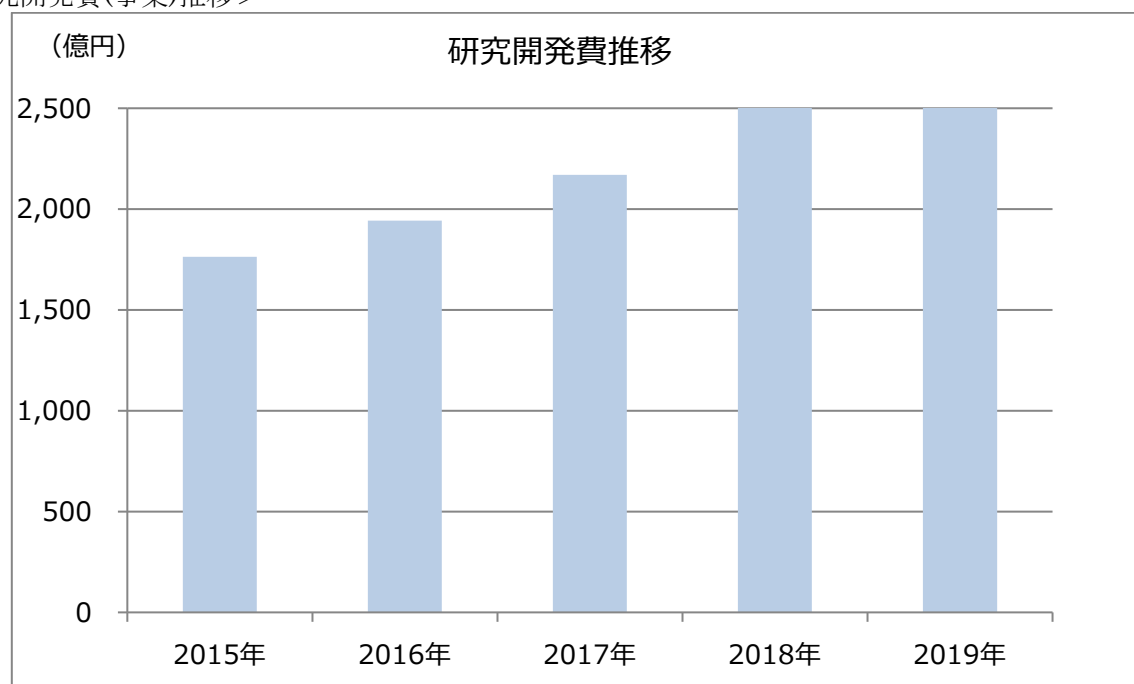
2. 売上高研究開発費(事業)及び、設備投資(事業)比率

1) SEAJ 会員企業 (主要16社合計)

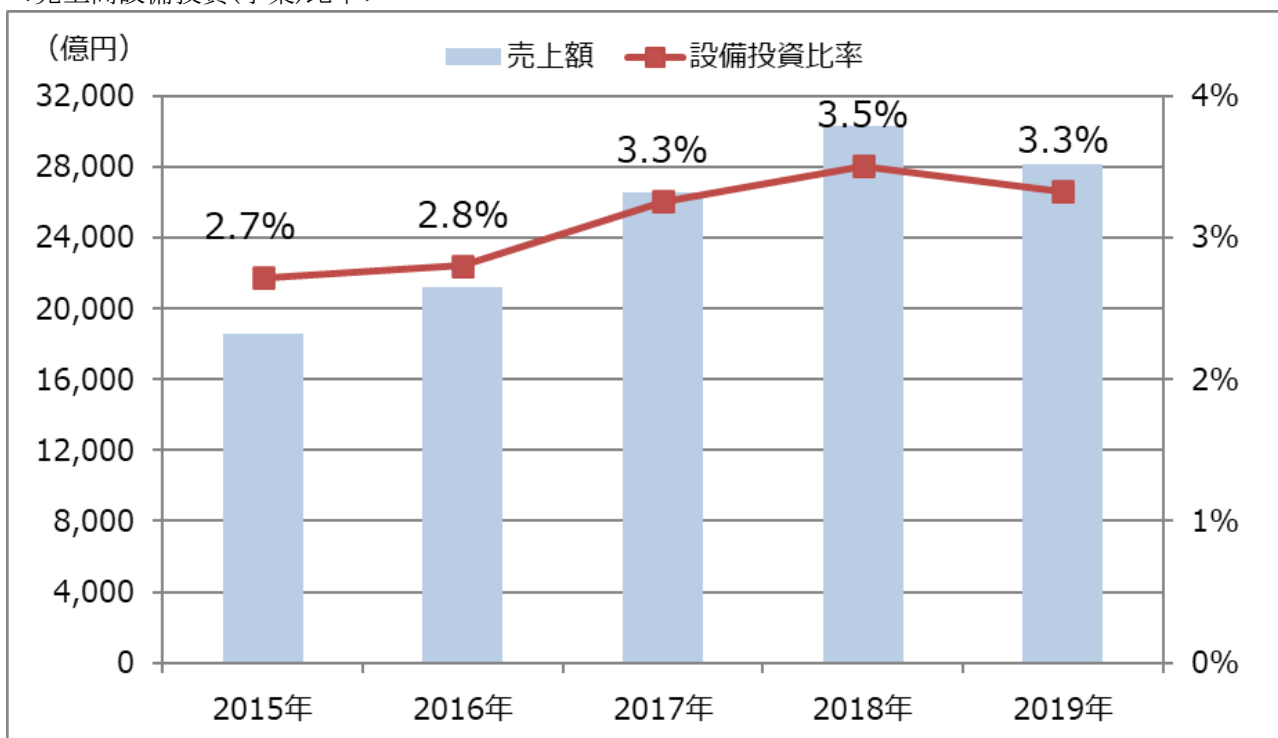
＜売上高研究開発費(事業)比率＞



＜研究開発費(事業)推移＞

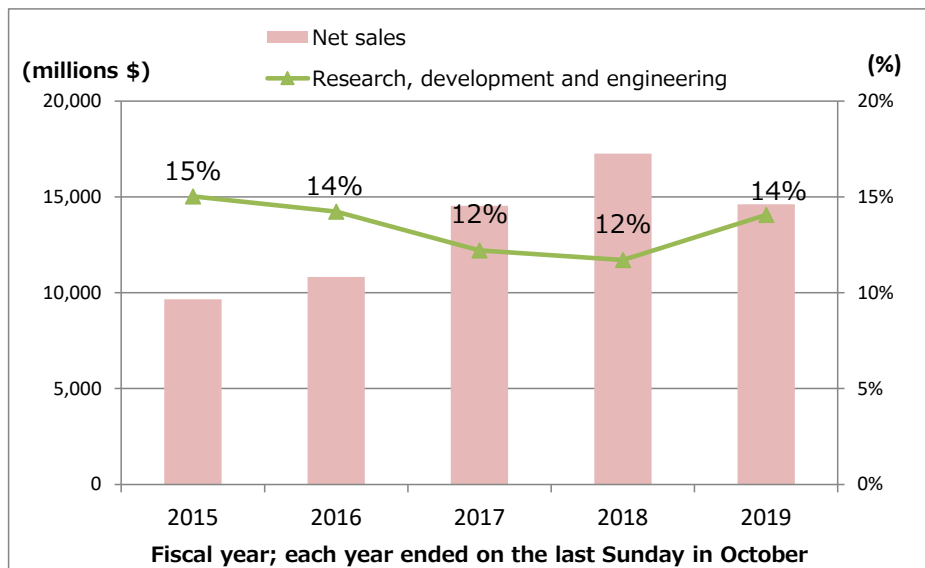


<売上高設備投資(事業)比率>

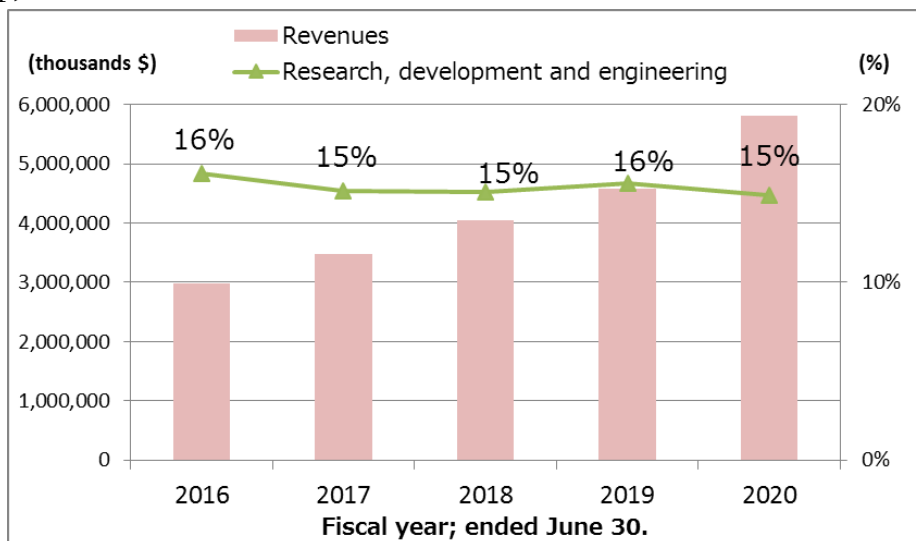


2) 海外競合企業 (売上高研究開発費比率)

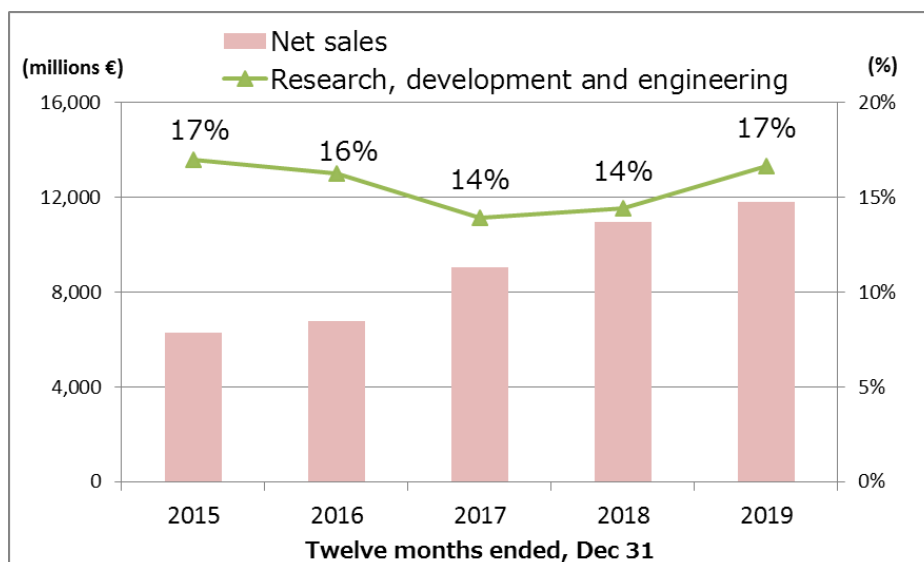
<AMAT>



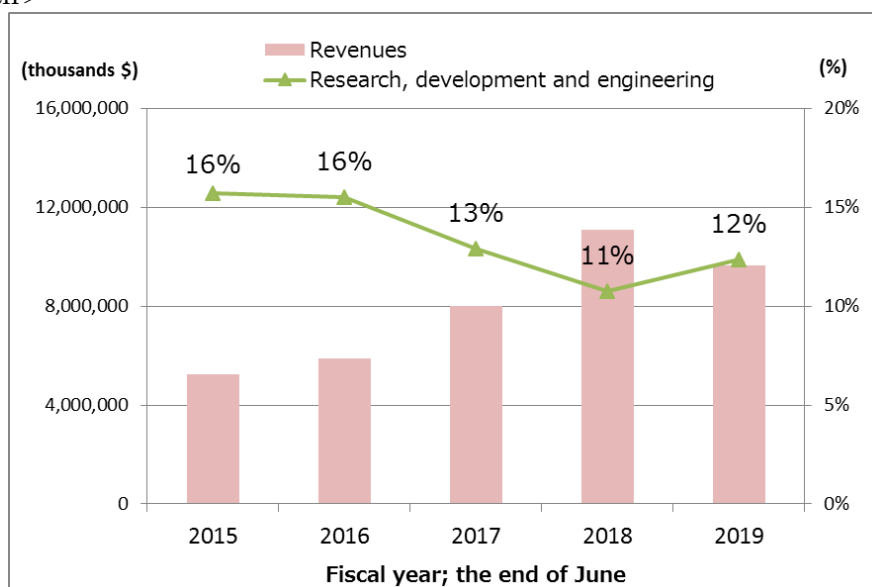
<KLA-Tencor>



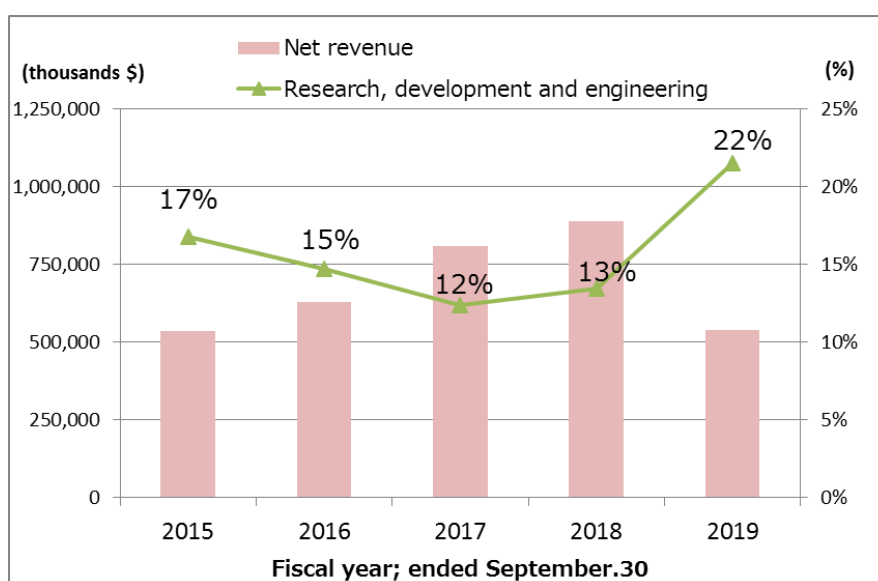
<ASML>



<Lam-Research>



< Kulicke & Soffa >



3) ASML 社法人税率推移 (2015 年度～2019 年度 平均 10.5%)

ASML (€ in millions)	2015	2016	2017	2018	2019
Net sales	6,287	6,795	9,053	10,944	11,820
Gross profit	2,896	3,044	4,077	5,029	5,280
R&D costs, net of credits	1,068	1,106	1,260	1,576	1,969
Selling, general and administrative	346	375	417	488	521
Income (loss) from operations	1,565	1,658	2,496	2,965	2,791
Income(loss) before income taxes	1,549	1,691	2,446	2,937	2,766
Provision for income taxes	161	219	311	311	192
Net income(loss)	1,387	1,472	2,119	2,592	2,592
法人税率	10.4%	13.0%	12.7%	10.6%	6.9%

4) AMAT 社法人税率推移 (2015 年度～2019 年度 平均 9.2%)

AMAT (millions \$)	2015	2016	2017	2018	2019
Net sales	9,659	10,825	14,537	17,253	14,608
Gross profit	3,952	4,511	6,532	7,817	6,368
R&D costs, net of credits	1,451	1,540	1,774	2,019	2,054
Selling, general and administrative	808	819	890	1,002	982
Income (loss) from operations	1,693	2,152	3,868	4,796	3,350
Income(loss) before income taxes	1,598	2,013	3,731	4,694	3,269
Provision for income taxes	221	292	297	298	299
Net income(loss)	1,377	1,721	3,434	3,313	2,706
法人税率	13.8%	14.5%	8.0%	6.3%	9.1%

5) 控除税枠切捨て額、繰越切捨て額 (SEAJ 会員企業主要16社合計)

(M¥)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
売上額(全社)	6,937,285	6,910,894	8,216,973	8,453,591	7,738,938
研究開発費(会計上)	562,418	554,133	605,896	627,845	618,571
研究開発費(税務上)	462,770	451,031	441,641	467,689	484,626
法人税額	92,497	88,985	169,738	154,877	96,912
控除税額	24,824	18,758	36,275	39,045	24,961
税枠切捨て額	18,541	21,112	5,162	8,382	12,428
オープンバージョン適用「有」	0	0	0	5	7
オープンバージョン適用「無」	0	0	0	11	9

(注) 上記表に記載されている税務上の研究開発費、法人税額など税務上に関わる数値は法人税の別表を基に記載してあります。

6) 日本主要産業別研究開発費

(出所：経済産業省「平成30年企業活動基本調査(平成29年度実績)」)

	研究開発費 報告企業数	売上高 (億円)	研究開発費 (億円)	受託研究費 (億円)	売上高研究 開発費比率 (%)	1企業当たり(百万円)	
						売上高	研究開発費
合計	8,320	3,686,378	148,079	12,787	4.02	44,307	1,780
製造業	6,160	2,478,354	119,730	3,752	4.83	40,233	1,944
電気・ガス業	39	225,364	1,301	79	0.58	577,856	3,336
情報通信業	615	176,389	4,997	280	2.83	28,681	813
卸売業	1,003	668,938	13,046	471	1.95	66,694	1,301
小売業	143	44,798	137	2	0.33	31,327	96
サービス業(*)	115	21,331	220	177	1.03	18,549	191

(注) 売上高研究開発費比率=研究開発費/研究開発報告企業売上高×100

(*)その他のサービス業を除く

7) 半導体・FPD製造装置の設備投資額、償却資産残高推移

SEAJ 会員企業 (主要16社合計)

(M¥)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
設備投資額(事業)	50,431	59,451	86,672	106,324	93,524
償却資産残高 (機械設備等)	139,943	150,936	169,263	200,124	208,188